

# とめ 法人会 NEWS

令和元年10月31日発行

第90号



## 登米市高森パークゴルフ場

令和元年6月1日石越町にオープン!

チャチャワールドいしこしに隣接しており、3世代揃って楽しい1日を過ごせる登米市の観光スポットになりました。

秋の行楽シーズン、ご家族お揃いでお出かけください。

### 目次

- P. 1 登米市高森パークゴルフ場
- P. 2~3 法人会トピックス、会員企業リレー
- P. 4~5 令和2年度税制改正への法人会提言
- P. 6 佐沼税務署からのお知らせ
- P. 7 宮城県税事務所からのお知らせ
- P. 8 法人会からのお知らせ

国税電子申告・納税システム

# e-Tax

電子申告で効率UP!

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。 ※事前にダイレクト納付利用届出書の届出が必要です。 ※届出後の届出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税の申告を  
するとこんなメリットが!

- 添付書類の提出省略
- 還付がスピーディ

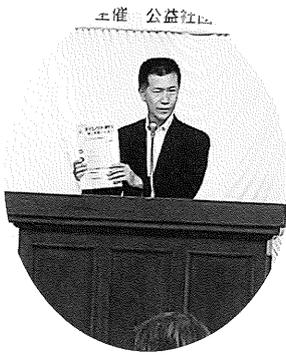
法人会 オリジナル ネットワーク 「けんた」

法人会 | 法人会は会社経営の効率化のために e-Taxの普及を支援しています。 | ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。 | イータックス | 検索

# 法人会トピックス

## 令和元年度 税務研修会を開催！

法人会恒例の税務研修会が、九月十二日登米市迫町のホテルサンシャイン佐沼を会場に開催されました。  
講師には、佐沼税務署の佐々木讓署長と伊澤崇夫統括国税調査官。佐々木署長は「税務行政の将来像に関する最近の取組状況」と題した講話。伊澤統括官は、「税制改正のあらまし等」という事で受講者からは、改正消費税などに対し多くの質問やら要望がだされました。



伊澤統括の実務研修



佐々木署長の講話

## 社会貢献事業 絵本原画展支援と月刊誌寄贈

去る九月五日から八日まで、登米祝祭劇場を会場に「登米市絵本原画展」が開催されました。  
この原画展は、平成十二年から「子ども読書年」の記念行事として開催され今年で二十周年を迎えました。子供たちが絵本に触れる喜びや本を読む楽しさを感じる貴重な場となっており、登米法人会では、社会貢献活動の一環として毎年開催への支援を行っております。  
また、平成二十六年度から「登米市雑誌スポンサー制度」による月刊誌の定期寄贈を行っております。市内にある三つの図書館へ寄贈しており、多くの方々にご利用いただいております。



原画展を楽しむ子供たち

迫図書館の雑誌コーナー



向かって左から優勝、準優勝、第3位、レディース賞の面々



向かって右側が優勝の三浦賢三氏

## 登米法人会 第11回パークゴルフ大会

10月4日、第11回目となるパークゴルフ大会は、登米市豊里町の「豊里水辺の公園パークゴルフ場」を会場に開催。台風の接近で開催が危ぶまれましたが、さほどの雨にはならず決行。熱戦が繰り広げられました。成績は次の通り。(敬称略)

- ◇優勝 伊藤 信市 スコア 112  
(㈸イトウ建材・豊里)
- ◇準優勝 島瀬 直夫 スコア 116  
(㈸島瀬工務店・米山)
- ◇第3位 梅川 正夫 スコア 117  
(㈸梅川建設工業・登米)
- ◇レディース賞 高田 貞子 スコア 121  
(㈸高田商店・佐沼)

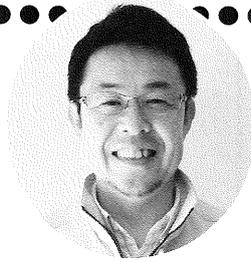
## 会員交流ゴルフ大会2019を開催！

9月25日、南岩手カントリークラブを会場に、会員交流ゴルフ大会2019を開催。

少し風はあったものの絶好のゴルフ日和となり参加された28名の会員皆さんは、優勝をめざし熱戦を繰り広げました。

- 成績は次の通り。(敬称略)
- ◇優勝 三浦 賢三 ネット 71.4  
(㈸ケズダイニング・佐沼)
  - ◇準優勝 齋藤 カ ネット 72.8  
(㈸齊藤建業・佐沼)
  - ◇第3位 石塚 琢磨 ネット 73.4  
(丸宮コンクリート工業㈸・豊里)

# 「売買はもちろん 店舗や民泊にも 応じます！」



《東和支部》  
株式会社 まちおもい  
代表取締役 大山 敏幸氏

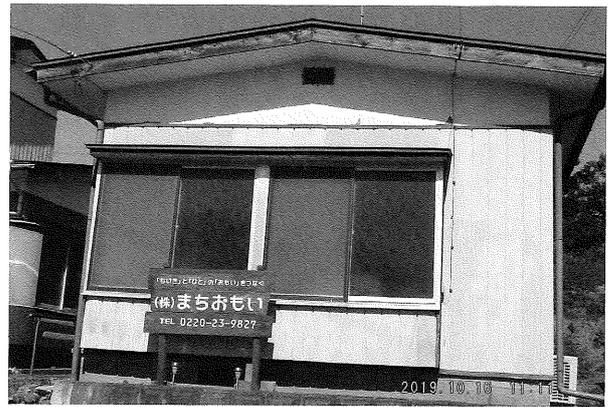
「50年後、100年後も持続可能な地域を目指し、人と地域の「おもい」をつなぎたい」と話す、株式会社まちおもい様を訪問しました。

郷里の東和町に戻り、空き家をリフォームして会社を立ち上げたのが3年半前。会社は、お客様のニーズに合わせ祝日だけのお休みにしている。不動産業と言っても、空き家に特化し、管理、売買を主な業務としている。空き家の相談を受け、登記手続きや家屋の片づけ等々、お客様に物件を紹介できるまでにも、様々な手がかかる。その後も、新しい家主が決まるまでの管理。新しい家主が決まっても、引き渡し後のメンテナンスまで長きにわたって面倒をみる親切ぶり。その業務を社長と専務の二人でこなしているというので驚きである。

登米市は住み良い町。登米市に住みたい方も、たくさんいるので、そのお手伝いできればとの一心で頑張っている。そこから、町の活性化につながっていけばと空き家を売るだけでなく、そこで起業する方へのアドバイスや民泊体験で登米市の魅力を直に感じ取ってもらい移住に

つながるような取組みにも力を入れている。

社長は、今後、様々な空き家活用の事例を増やし、お客様に提案していきたいと意気揚々と語ってくれました。



法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス



第1回ゼミナール風景

女性部会では、様々な分野の知識を高めたいという要望をうけ、今年度より「知っ得ゼミナール」と題し、偶数月の第3水曜日にセミナーを開催することにしました。

第一回目は、六月に佐沼税務署より伊澤崇夫統括国税調査官をお迎えし『相続税』について、具体例をあげ、納付する相続税額の計算方法などを学びました。

第二回目は、八月に株式会社七十七カードより講師をお招きし、『キャッシュレス決済』について学びました。クレジットカード以外の決済方法やキャッシュレス決済導入にかかる端末や手数料についてなど消費者側と事業者側の説明をいただきました。

## 女性部会 令和元年度『知っ得ゼミナール』全五回開催！

第3回目は十月に、登米市市民生活健康推進課より保健師と栄養士のお二人を講師に『健康と栄養』について学びました。食生活や運動不足など、誰しもが気にしているテーマ。更に、講師の方々の気さくなお話に終始なごやかなセミナーとなりました。

今後は、十二月と二月に開催を予定しております。残り二回も皆様の意見を参考に、多くの方々にご参加いただけるような『知っ得ゼミナール』を開催したいと思っております。

第3回ゼミナール風景



第2回ゼミナール風景

法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス

# 法人会 令和2年度税制改正提言



## 中小企業は日本経済の礎。 活力向上のための税制措置拡充を！

法人会は、令和2年度税制改正に向けた提言をまとめ、政府・関係省庁に対して、私たちの声の実現に向けたオピニオン活動を展開して参ります。多岐に亘る提言を行っていますが、要約掲載いたします。

### 1 税・財政改革のあり方

#### 1. 財政健全化に向けて

今後の税財政を考えるうえで重要な要素となるのは団塊の世代の動向である。

この世代の先頭が後期高齢者入りするのは2022年であり、2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する年である。

つまり、政府のPB黒字化目標年度は遅すぎるわけで、本来なら団塊の世代の先頭が

後期高齢者入りする前に黒字化目標を設定すべきである。

(1) 一般の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要だが、本年度に引き続き、来年度当初予算においても臨時・特別の措置を講じることとしている。しかし、それがバラマキ政策となってはならない。

(2) 政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を達成した。

2019年度から21年度の基盤強化期間についても、引き続き社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4) 一般の消費税率引き上げに伴って本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分については安定的な恒久財源を確保すべきである。

(5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

#### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障給付費の財源は公費と保険料である。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政の健全化も実現できない。

とりわけ、医療と介護分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメスをどう入れるかが重要になる。

超高齢化社会が急速に進展する今、社会保障は「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直す必要があるが、その際に重要なのは公平性の視点である。たとえば医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じることを原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療

報酬(本体)体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。

その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

#### 3. 行政改革の徹底

一般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行革の

徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。

地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るのである。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

#### 4. 消費税引き上げに伴う対応措置

本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。

このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。

軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。

## II 経済活性化と中小企業対策

### 1. 法人実効税率について

「先進国クラブ」と称されるOECD（経済協力開発機構）加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。

米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。

EU内では一部に引き下げ行き過ぎ論も出ているが、我が国の水準が比較的高いという現実には変わりはない。

国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

### 2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。

な課題となる。

消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものとや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化するべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

する。

なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

(3) 中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

### 3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。

その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、

欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対して適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

② 特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえて、これから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。

このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

# 税務署からのお知らせ

## 年末調整説明会での説明事項は、国税庁ホームページで確認できます！

国税庁ホームページにおいて、年末調整に関する各種情報を掲載しています。

### ==== Web-TAX-TV（インターネット番組「税に関する動画」）====

年末調整説明会での説明事項を Web-TAX-TV（インターネット番組）で放映しています。

「年末調整のしかた」と「法定調書の作成と提出」については、年末調整説明会の内容とおおむね同じ内容となっており、国税庁ホームページで視聴することができます。

#### 《アクセス方法》

国税庁ホームページ又はアドレス

(<https://www.nta.go.jp/publication/webtaxtv/index.html>) からご利用ください。

また、インターネットの利用環境がない方には、税務署において Web-TAX-TV と同じ内容の「年末調整のしかた」と「法定調書の作成と提出」の CD 又は DVD の貸し出しを行っています。

### ==== 年末調整がよくわかるページ ====

年末調整の時期には、年末調整に関する情報を集約したページを開設し、年末調整の際に使用する各種様式や手引を掲載しています。

各種様式が必要な時に、ダウンロードして印刷することができます。

#### 《アクセス方法》

国税庁ホームページ又はアドレス (<https://www.nta.go.jp/users/gensen/index.htm>) からご利用ください。

ご不明な点については、各税務署にお問い合わせください。

# 税を考える週間

期間

11月11日 > 11月17日

今年のテーマは「暮らしを支える税」です

税に関心を持とう！  
考えると見える  
生活がある。



国税庁では以下の取組を実施しています

#### 消費税の 軽減税率制度

制度の定着に向けて、  
説明会を  
開催しています。

#### e-Tax

個人の方の  
スマホでの e-Tax による  
確定申告が  
更に便利になります。

#### 社会保障 税番号制度

マイナンバーを活用して、  
納税者の方が  
更に便利になるよう  
取り組んでいます。

税を考える週間 検索

# 国税庁

[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)



法人番号  
7000012050002  
※左記コードのURLは  
今後変更する場合は  
あります

佐沼税務署 〒987-0511 登米市迫町佐沼字沼向 109 TEL0220-22-2501（代表）

# 10月1日から初回新規登録自動車の税金が変わりました!!

平成31年度の税制改正により、令和元年10月1日から自動車の税金について制度が大きく変わりました。

## 自動車税種別割の税率の引き下げ

自動車税は「自動車税種別割」に名称変更され、令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用乗用車及びキャンピング車に限り、恒久的に自動車税種別割の税率(税額)が引き下げられました。

令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けた自動車に対しては、改正前の税率が引き続き適用されます。

なお、初回新規登録は、車検証に記載されている「初度登録年月」で確認することができます。

### ○引き下げの対象となる自動車税種別割税率表

総排気量等	自家用乗用車		キャンピング車	
	引下げ前の税率	引下げ後の税率(引下げ額)	引下げ前の税率	引下げ後の税率(引下げ額)
1,000cc以下	29,500円	25,000円(▲4,500円)	23,600円	20,000円(▲3,600円)
1,000cc超1,500cc以下	34,500円	30,500円(▲4,000円)	27,600円	24,400円(▲3,200円)
1,500cc超2,000cc以下	39,500円	36,000円(▲3,500円)	31,600円	28,800円(▲2,800円)
2,000cc超2,500cc以下	45,000円	43,500円(▲1,500円)	36,000円	34,800円(▲1,200円)
2,500cc超3,000cc以下	51,000円	50,000円(▲1,000円)	40,800円	40,000円(▲800円)
3,000cc超3,500cc以下	58,000円	57,000円(▲1,000円)	46,400円	45,600円(▲800円)
3,500cc超4,000cc以下	66,500円	65,500円(▲1,000円)	53,200円	52,400円(▲800円)
4,000cc超4,500cc以下	76,500円	75,500円(▲1,000円)	61,200円	60,400円(▲800円)
4,500cc超6,000cc以下	88,000円	87,000円(▲1,000円)	70,400円	69,600円(▲800円)
6,000cc超	111,000円	110,000円(▲1,000円)	88,800円	88,000円(▲800円)

## 自動車取得税の廃止・自動車税環境性能割の導入

令和元年10月1日から、自動車取得税が廃止され、自動車の取得価額に燃費性能等に応じた税率を乗じた税額を自動車の購入時に納める「自動車税環境性能割」及び「軽自動車税環境性能割」が導入されました。

- 1 税率(税額)は燃費基準値達成度等に応じて決定し、新車、中古車を問わず、非課税、1%、2%及び3%の4段階を基本とします(営業車、軽自動車の税率は2%が上限です)。

軽自動車税環境性能割は県税ではなく市町村税ですが、当分の間、県が賦課徴収することになります。

なお、軽自動車税種別割は、これまでどおり市町村が賦課徴収を行います。

- 2 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用自動車については、臨時的な措置として環境性能割の税率1%分が軽減されます。

自動車税(種別割・環境性能割)については、宮城県のホームページでもご確認いただけます。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/jidousya.html>

